

東電元会長ら無罪主張

東京地裁・福島第1事故初公判

大津波「予見は不可能」

津波対策を怠り、福島第1原発事故を防げなかったとして、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の勝俣恒久元会長(77)ら3被告の初公判が30日、東京地裁(永淵健一裁判長)で開かれた。勝俣元会長は「重大な事故を起こし、おわびします」と謝罪した上で「事故を予見するのは不可能だった」と無罪を主張した。武黒一郎元副社長(71)と武藤栄元副社長(67)も起訴内容を否定した。【4面に表層深層、30面に関連記事】

原発事故の責任を刑事裁判で審理するのは初めて。大津波を予測できたかどうかを最

大の争点に、検察官は指定弁護士と弁護側が全面対決する構図となった。永淵裁判長は「事案の複雑さから全体の審理計画策定には時間を要する」と述べ、公判は長期化する見通し。

裁判のポイントとなるのは、東電子会社が2008年3月に出した津波予測データだ。過去の大地震が福島県沖で起きたと想定すると、原発敷地に最大15・7㍉の津波が襲うとの試算結果が出ていた。冒頭陳述で指定弁護士は「3人が試算を軽視して、情報収集と共有を怠り、措置の必要性を認識していなかった

なら明らかに注意義務違反だ」と指摘。子会社が「原子炉建屋がある高さ10㍉の敷地に、10㍉の防潮堤を設置すべきだ」との具体的対策を東電に報告していたことも明らかにした。

さらに3人が出席した09年2月の会議で、原子力設備管理部長だった吉田昌郎元福島第1原発所長「13年死去」が「14㍉程度の津波が来ると言っている人がいる」と発言していたことを挙げ、「遅くてもこれ以降は津波対策を取るべきだった。3人は津波を予見しており防潮堤建設などの措置を講じるまで運転を停止

すべきだった」とした。

これに対し弁護側は「3人には津波の予見可能性も事故の回避義務も認められない」とした上で、試算通りに防潮堤を設置しても、実際の津波は試算を上回る規模で、事故は防げなかったとした。実際の津波は局所的に16㍉17㍉に及んだ。

勝俣元会長の弁護人は、09年2月の吉田氏の発言について「(14㍉は)疑問視される意見として述べられていた」と反論。「会長は専門的、技術的な事項は所管部署を信頼し安全対策を任せていた。過失に問われることはない」とも訴えた。

指定弁護士は武藤元副社長について、試算結果を受けた対策が検討されていたのに実施を先送りしたと批判。弁護人は「見方を誤っている」と否定した。指定弁護士は、試算は武黒元副社長にも報告されたと指摘した。

第2回公判の期日は後日指定される。

東電判断の謎 迫れるか

福島原発 津波対策なぜ先送り?

旧経営陣初公判

「真相究明が救い」被災者 期待

巨大津波になすべくなく、炉心溶融を起した東京電力福島第1原発は放射性物質をまき散らし、人々から千里を奪った。なぜ津波対策は講じられなかったのか。刑事被告人として30日の初公判に臨んだ東電の旧経営陣3人は無罪を主張、避難を続ける被災者は「真実を語って」と願う。真相究明がせめてもの「救い」になると期待の声も上がる。

【一面に本記】

表層 深層

▽怒り
東電を去って約5年。東京地裁の法廷に立った勝俣恒久元会長(71)は少しやせた印象があった。罪状認否で事故を謝罪したが、一呼吸おいて「事故の予見は不可能だった。検察官役の指定弁護士が発言中は手元の資料に書き込みをし、時折周囲を見やる。元副社長2人は落ち稽いていた。「古里を汚され、追われてはらわたが煮えくりかえっている」。福島県浪江町から向



福島第1原発事故を巡る初公判のため、東京地裁に入る東京電力の(左から)武藤栄元副社長、勝俣恒久元会長、武藤一郎元副社長。30日

初公判で責任を否定した東京電力旧経営陣らとは対照的に、福島第1原発の津波対策で現場の担当者らが焦っていた様子が、証拠として採用された当時のメールなどから初めて明らかになった。事故の3年前、津波想定が大きさに「対外的なインパクトが大き」などと社内資料につづられていた。

東電担当者 08年津波想定で焦り 「影響大きい」新証拠に採用

検察官役指定弁護士の冒頭陳述によると、2002年に政府の地震調査委員会が公表した長期評価にのっとった第1原発での津波の概要評価を、委託先の子会社が東電の土木担当者に報告したのが07年11月。結果は最大水位海抜7.7メートル、当時の想定5.7メートルを上回った。詳細に評価をすれば、水位はさらに上回

る可能性が示された。08年1月、土木担当者が社内に出したメールによると、第1原発で想定した地震の震源域で津波を想定すれば(従来)の水位を上回ると指摘。2月のメールには「津波がNGになるのはほぼ確実。津波がNGならプラントを停止させないロジックが必要」と悲痛な訴えが残っていた。

同3月、土木担当者は上司だった吉田昌郎・原子力設備管理部長(故人)後の第1原発所長に「津波も評価させるを得ない」と進言。社内での検討状況のメモには「土木グループから(津波が)12、13の可能性がある高い(他部門に)説明した」とある。驚きの説明に「10メートルを超えると主要建屋に水が流入する。対策が成り立たない」との声が上がり、土木から東電上層部に周知を図る方針が確認されたという。同4月の土木担当者らの打ち合わせ議事録には「十数メートルの水位は致命的」。高さ10メートルの垂直な壁(防潮壁)を、

訴するという情緒的な判断が「批判の矛先が向くことを恐れていた政府は、強制起訴でトカゲのしっぽ切りができる」と期待するどころが、政府にも責任があるのは明らかだ」と話す。

▽審理の行方
2009年の制度開始から検察審査会の議決に基づき強制起訴されたのは東電の3人を含め13人。検察が立件を断念した案件だけに、7人が無罪・免訴となり、有罪確定は2人にとどまる。

制度導入時の議論に加わった元検事の高井康行弁護士は「当初の想定と異なり、有罪の確証がなくてもとにかく起

隠さない。自宅がある浪江町津島地区は放射線量が高く、今も住めない。約3年の仮設住宅暮らしの後、二本松市に家を買ったが「避難は終わっていない。いつか帰りたい」。やりきれなさを募り「裁判が始まること自体が救いになる。責任を明確にして」と訴えた。原発事故の賠償問題に詳しい大阪府立大の除本理史教授(環境政策論)は「被害者は事故の事実関係を知りたがっている。刑事裁判による真相究明が救済につながる」と指摘した。

▽しっぽ切り
事故を巡り、政府、国会、東電などの事故調査委員会が

海抜10メートルの敷地に設置した場合の解析結果を検討した上で「(海抜)19メートル程度の水位を想定している」とは、対外的なインパクトが大きい。上層部の意見を聞くべき」としている。指定弁護士側は冒頭陳述で武藤栄副社長が同7月末、大津波対策を実行的に先送りするよう土木担当者に指示したとしている。担当者は同年秋、同じく原発を持つ東北電力の担当者にメールで「黙術の大変更です。非常に苦しいところですが、ほかに思い付かない」と、東電が対策を先送りすることに理解を求めたという。

それぞれ検証した結果、過酷事故に至ったメカニズムは一定程度解明された。一方、東電社内では最大15.7メートルの津波を試算しながら、対策を見送った判断のプロセスは、各事故調の報告書でもつまびらかではない。この謎に切り込めるかが裁判の焦点だ。

今回の刑事裁判では国は被控ではない。国会事故調から「とりこになっていた」と糾弾され、津波に対する東電の無策を看過した当時の規制当局、旧原子力安全・保安院の責任追及は、刑事告訴された元幹部らがいずれも不起訴処分となり進んでいない。

尾内隆之・流通経済大准教

授(政治学)は「原子力政策に批判の矛先が向くことを恐れていた政府は、強制起訴でトカゲのしっぽ切りができる」と期待するどころが、政府にも責任があるのは明らかだ」と話す。

▽審理の行方
2009年の制度開始から検察審査会の議決に基づき強制起訴されたのは東電の3人を含め13人。検察が立件を断念した案件だけに、7人が無罪・免訴となり、有罪確定は2人にとどまる。

制度導入時の議論に加わった元検事の高井康行弁護士は「当初の想定と異なり、有罪の確証がなくてもとにかく起

訴するという情緒的な判断が「批判の矛先が向くことを恐れていた政府は、強制起訴でトカゲのしっぽ切りができる」と期待するどころが、政府にも責任があるのは明らかだ」と話す。

▽審理の行方
2009年の制度開始から検察審査会の議決に基づき強制起訴されたのは東電の3人を含め13人。検察が立件を断念した案件だけに、7人が無罪・免訴となり、有罪確定は2人にとどまる。

制度導入時の議論に加わった元検事の高井康行弁護士は「当初の想定と異なり、有罪の確証がなくてもとにかく起